

老認発 0423 第 1 号  
老高発 0423 第 1 号  
老老発 0423 第 1 号  
令和 7 年 4 月 23 日

各都道府県 介護保険主管部（局）  
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
高齢者支援課長  
老人保健課長  
( 公印省略 )

#### 介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 44 の 2 の規定に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないとされている。これに伴い、令和 7 年 1 月 6 日より介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「介護経営 DB」という。）の運用を開始し、当該データベースにより、事業者からの報告の受付を行っているところである。

今般、本制度に基づき事業者が実施する初回の報告に係る集中的な受付体制の確保や、今後の報告負担の軽減等に向けたシステム上の対応を図る必要があること等を踏まえて、事業者が実施する2回目分以降の報告（令和 7 年 3 月以降に終了する会計年度に係る報告）について、一時的に受付を停止することとする。その具体的な内容及び取扱いについて、下記のとおりお示しするので、御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図られたい。

あわせて、令和 6 年度内に実施されるべき報告（令和 6 年 3 月 31 日から同年 12 月 31 日までに決算月を迎えた会計期間に係る経営情報の報告）を行っていない事業所・施設においては、早急に報告するよう、管内の事業所・施設に周知願いたい。

## 記

### 1. 受付停止の対象となる報告

下表のとおり、令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告について、一時的に受付を停止する。

	～令和7年5月末	令和7年6月～
令和6年12月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告	報告受付期間外 (注)	報告受付期間外 (注)
令和7年2月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告	報告受付期間	報告受付期間外 (注)
令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告	(当面の間) <u>報告受付停止</u>	

(注) 報告期日を超過しても、都道府県担当者と相談の上、システム上で報告を行うこと自体は可能。また、届出済の経営情報について、システム上でデータを修正することも可能。

### 2. システム再開予定について

システムでの報告再開時期及び報告受付のスケジュールについては、別途整理した上でお示しする予定である。なお、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の2の4において、経営情報の報告は、毎会計年度終了後3月以内に行わなければならないとされているところ、本受付停止との関係で報告ができなかった場合においてはこの限りではないものとする。

### 3. 留意事項

令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告については、報告受付を自動的に停止できるよう、順次システム改修を行う予定である。なお、システム改修前の報告受付停止期間中に、事業者が令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告を行った場合は、報告受付が再開された後、本システムの再届出機能より修正を行うことが可能である。